
《論 文》

歴史語用論の展開 —古英語 motan における「義務」用法の生起過程の一考察を通して—*

眞 田 敬 介

要 旨

歴史語用論とは、文字通り「歴史」的視点を導入した「語用論」研究の分野を指す。本稿ではまず、歴史語用論の展開を次の三つの観点から概観する。第一に、どのような方針でデータを収集するか。第二に、どのような研究の種類があるか。第三に、そもそも歴史語用論の言語研究パラダイムとしての意義は何か。この概観に続き、事例研究として、元は許可を表していた古英語 motan がどのようにして義務を表すに至ったのかの予備的考察を提示する。そこで、義務用法を持つに至った過程において何らかの「抵抗し難い要因」が重要な役割を果たしていることを示す。

キーワード：歴史語用論、古英語 motan、許可、義務

1. はじめに

歴史語用論 (historical pragmatics) は、文字通り、「歴史」的視点を取り入れた「語用論」研究の分野を指す。Jucker (ed.) (1995) で「歴史語用論」という用語が誕生して以来、これまで盛んに研究が進められている。ヨーロッパで産声を上げ、研究が広まってきたが、日本でもこの分野の研究が広がり発展する素地が出来上がったように思われる。そのきっかけとして、日本語用論学会第8回大会 (2005年12月10日、京都大学) でのシンポジウム「歴史語用論：その可能性と課題」(司会：金水敏、講師：小野寺典子、福元広二、森山由紀子) の開催、及び、筆者の知る限り日本で初めて出版された歴史語用論の入門書である高田・椎名・小野寺 (編) (2011) が挙げられる。

本稿はまず、歴史語用論がどのような展開を見せてきたか、そして言語研究パラダイムとしてどのような意義を持つのか、という観点から歴史言語学を素描する (第2節)。次いで、事例研究として、かつては許可を表していた古英語 motan がどのようにして義務を表すに至ったのかの予備的考察を提示する (第3節)。最後に、本稿のまとめと歴史語用論的研究としての意義をまとめる (第4節)。

2. 歴史語用論の展開

本節では、歴史語用論がどのような展開を見せてきたのかの概観を、その「データ収集の方針」、「研究の種類」、そして「言語研究パラダイムとしての意義」の三点から行う。

2.1. データ収集の方針

Jucker (編) (1995) や高田・椎名・小野寺 (編) (2011) といった主要な歴史語用論的研究を管見する限り、語用論が扱うデータは通例話し言葉であり、録音・録画された会話などの音声資料を文字化した言語資料の分析を想定しているようである。このような方針は、Morris (1937) や Carnap (1961) らによる狭義の語用論の規定に基づいているものと言えよう (2.3.1節も参照)。

さて、言うまでもなく、このような方法は古い時代の言語分析には適用が難しく、本稿で扱う古英語の分析への適用はまず不可能である。語用論が歴史的観点からの言語分析に対し及び腰であったのは、このような事情によるところが大きいとされる (高田・椎名・小野寺 (編) 2011: 12)。そのため、歴史「語用論」の成立のためには、このようなデータに関する問題を解決することが不可避であり、このことが、歴史語用論の問題意識の出発点となったと言える。

音声資料の入手ができない場合は、どうしても書かれたテキストに頼らざるを得ない。しかし、書かれたテキストからのデータを採用することが、何らかの観点から正当化されれば、歴史語用論の成立に向けて大きく前進することとなる。歴史言語学者 Matti Rissanen による主張 (1) を見られたい。

- (1) "It is a plausible suggestion that texts which record speech for some reason or another, are closer to spoken language than texts which are not based on actual speech." [Rissanen 1986: 98]¹

下線部における“text”が何を指すか、Rissanen においては明記されていないが、書かれたテキストを指すと考えて良いだろう。具体例としては、「会議の記録、説教、目撃者の証言記録」(ibid.) などである。これらは、録音された音声資料の文字化ではないものの、上で言う actual speech を記録したものであると言える点で、話し言葉に近いと考えて良いだろう。

ところで、ある使用域の言語が話し言葉に「近い」か「遠い」か、と言う問題は、話し言葉と書き言葉が明確に二分化できるものではない、という考え方が前提となる。実際、Biber (1986) は、受動態・時制など41の言語的基準を用いて、より書き言葉に近いものから、より話し言葉に近いものまで、使用域には段階性があることを示している。また、Biber et al. (1999) は、話し言葉である「会話」と書き言葉である「小説」「ニュース」「学術的文章」の合計4つの使用域からデータを集めているが、書き言葉の中でも「小説」は他の二つの使用域と異なり、「会話」に

近い点があると述べている（1999: 16-17）。

こうして、書かれたテキストに頼らざるを得ない歴史的言語研究においても、話し言葉に近いテキストを注意して選択すれば、語用論的研究が可能であると考えられるようになった。このことが、歴史語用論成立と発展の拠り所となったのである。

2.2. 研究の種類

「歴史語用論」という用語を誕生させ、その研究分野の発展を推し進めるきっかけとなった Jucker (ed.) (1995) において、歴史語用論の研究対象は次のように明確に示される。

- (2) Historical pragmatics deals with changes in the linguistic structure resulting from altered communicative needs which are due to changes in the social structure (…), or in other words, with changes in traditions of language use resulting from changes in the situational context, e.g. the institutionalization or a medium change (…).

[Jacobs and Jucker 1995: 6]

歴史語用論のアプローチは大きく二つに大別される。一つは「語用論的フィロロジ」(pragmaphilology) と呼ばれるアプローチである。これは、ある言語形式が用いられる「過去のテキストの文脈的諸相」(ibid.: 11) を扱うもので、その諸相には「話し手や聞き手、彼らの社会的人間関係、テキストの発信や受信に関わる社会的状況設定、そしてそのテキストの発せられる目的」(ibid.)などが含まれる。本稿の第3節で行う事例研究は、古英語の *motan* に焦点を絞り、それが用いられる文脈を広く射程に入れているため、この語用論的フィロロジに分類される²。

一方、もう一つのアプローチとして「通時的語用論」(diachronic pragmatics) がある。これは、「ある言語形式が、複数の時代において、どのような伝達の用法を持っていたか」(ibid.: 13) を調査することを目的とする。研究例としては、英語法助動詞の史的発達を意味論・語用論の観点から扱った Traugott and Dasher (2002: Chapter 3) が挙げられる。通時的語用論は、さらに「形式から機能へのマッピング」(form-to-function mapping) と「機能から形式へのマッピング」(function-to-form mapping) という二つのアプローチに分けられる。前者は、一つの言語形式に着目し、その形式がどのような言語機能を表すようになったのかを研究する。前述した Traugott and Dasher はこのタイプにあたる。一方、後者はその逆で、一つの言語機能に着目し、それがどのような言語形式によって表されるようになったのかを研究する。この研究例については、英語史における発話行為とそれを表す言語形式を扱った論文集 Jucker and Taavitsainen (eds.) (2008) などがある。

2.3. 歴史語用論的研究の意義

さて、ここまでで概観してきた歴史語用論は、言語研究パラダイムとして、どのような存在意義を持つと言えるであろうか。ここでは「データ源として話し言葉を重視するという方針」及び「主観化、文法化など、歴史語用論で主に扱われる現象」の観点から、「歴史語用論的」研究の存在意義を検討する。

2.3.1. 話し言葉重視の方針から見た意義

2.1節で概観した通り、歴史語用論はデータ源として話し言葉に重点を置く方針を採るが、そもそもなぜそれほど話し言葉を重視するのであろうか。この疑問の背景には、語用論的研究と言われるものの中には、話し言葉の性質を持つとは言い難い書き言葉（例えば、新聞記事）からデータを集め分析したものも少なからず存在する、という事実がある。例えば、日本語と英語の新聞記事をデータ源とした村田（2007）がある。

この疑問に対する回答としては、歴史語用論が「原点回帰」を図ったため、というものが考えられる。pragmaticsという語が最初に使われたとされるMorris（1937: 4）によると、語用論は言語的記号と（その記号を使い理解する）人間との関係を分析対象とする。また、Carnap（1961: 8）によると、ある（言語）調査において、話し手（一般的に言うなら言語使用者）に明確に言及する場合、それは語用論という分野の管轄である、としている。MorrisやCarnapの言明をまとめれば、人間がどのような意図で、及びどのような文脈を想定して言語的記号を使っているのに関心が寄せられる、ということになる。ここで、言語的記号を使い理解する人間とは、主に話し手や聞き手を指すと考えて良いであろう。そして、彼らが言語的記号を使う際の意図や彼らが想定している文脈がより直接的に反映されるのは、実際の会話で展開される話し言葉であることは、疑いようがない。こうして、元来話し言葉に目配りすることが語用論の方針であるという立場が生まれ、そこから、話し手や聞き手の存在が不可欠な「発話行為」（speech act）（Austin 1962; Searle 1969など）や「会話の含意」（conversational implicature）（Grice 1989など）などが、語用論の中心的トピックになったものと考えられる。このように考えれば、歴史語用論が話し言葉を重視する姿勢は、語用論の基本的姿勢に立ち返ったことの表れ、と見なすことができる。

ところで、このように話し言葉を重視する姿勢が前面に出されると、「歴史語用論で書き言葉を扱ってはいけないのか」という別の疑問が生ずる。確かに、筆者の知る限り、Biber（1986）やBiber et al.（1999）らが話し言葉から遠いと見なすであろう書き言葉からデータを集めた歴史語用論的研究は少ない。しかし同時に、歴史語用論が書き言葉を扱ってはいけない（もしくは扱うべきではない）と主張した研究もまた、筆者の管見の限り、存在しない。実際、例えば、医学文書をデータ源としたHiltunen（2012）のような歴史語用論的研究もある。このことから、上述した疑問に対する現時点での回答は、「話し言葉（もしくはそれに近い使用域）をデータ源とするのが主流のようであるが、書き言葉を扱ってはいけないということはない」となるだろう。

実際に、書き言葉を扱う語用論的研究は存在するのであるから、今後、書き言葉を扱う歴史語用論的研究が増える可能性は十分にある。そこで今後、「話し言葉から遠い書き言葉も、歴史語用論的研究のデータ源として積極的に認める」か、「明示的であれ暗示的であれ、歴史語用論的研究のデータ源の範囲を定めていく（従って、極端に話し言葉から遠い書き言葉などは、データ源として認めない）」かのいずれかが考えられる。これについては今後の動向に注目したい。

2.3.2. 扱う現象から見た意義

本節では、歴史語用論的研究が扱う現象から見た意義を二つ指摘したい。第一に「歴史語用論が市民権を得る前から話題になっていた現象の分析に、語用論的観点が必要であることを、これまで以上に明確化した点」、第二に「歴史語用論のデータ収集方針により、歴史的観点から研究できる対象の範囲を広げた点」である。

まず、第一の意義を検討する。歴史語用論的研究で頻繁に取り上げられる話題の一つに、文法化 (grammaticalization)、主観化 (subjectification)、意味変化 (semantic change) が挙げられる (小野寺 2006: 74)。しかしこれらは、歴史語用論という語が生まれる以前から分析されていたことである。実際、文法化を扱う主要文献の一つである Hopper and Traugott (1993) や、主観化を扱った主要文献の一つである Traugott (1989) は、歴史語用論の名を初めて使った Jucker (ed.) (1995) よりも前に公刊されている。

この両研究に携わった Traugott は、近年、自らの研究を歴史語用論的研究と位置づけている (Traugott and Dasher 2002: Section 2.3.5)³ が、そのような位置づけにはどのような意義があるのだろうか。その意義とは、文法化・主観化・意味変化の研究に、歴史的 (あるいは通時的) 視点のみならず、語用論的視点が不可欠であることをより明示的に主張できる点であると考えられる。実際、文法化・主観化・間主観化 (intersubjectification) を再検討した Traugott (2010: 55) は、主観化を動機づけるものは "online production in the flow of speech" かもしれないと述べているし、間主観化は定義上、話し手と聞き手の相互作用が言語変化にどう作用するかを扱う。また、主観化や間主観化を含めた意味変化全般についても、Traugott and Dasher (2002) は、そこに「誘発推論」(invited inferences) が重要な役割を果たすという立場を採る (具体的研究例の一つとして、3.3.2節を参照)。Traugott らのこのような立場は、Morris の言う「言語的記号とそれを使い理解する人間との関係」を分析対象とする pragmatics の立場そのものであると言える。

次に、第二の意義を検討しよう。文法化や主観化といったある種「既存の領域」と言えるものだけではなく、歴史語用論の考え方が提起されたことにより、新たに歴史的観点からの研究対象になったものもある、ということであった。その一つが、歴史的観点からの発話行為研究である。例えば、2.2節で言及した Jucker and Taavitsainen (eds.) (2008) は、発話行為とそれを表す言語形式を歴史的観点から扱った論文集があるが、このような研究対象は、2.1節で言及したように、書き言葉でも話し言葉の要素が色濃いものならば語用論的研究のデータ源として認める歴史語用

論的思考が無ければ、注目されなかったはずである。高田・椎名・小野寺（編）（2011）の副題にある通り、「過去のコミュニケーションを復元する」という方針により、歴史的観点から研究できる対象が広がったこともまた、歴史語用論的研究の存在意義を強く示すものと言えよう。

3. 事例研究：古英語 *motan* における義務用法の生起過程の一考察

以下、歴史語用論（特に、その中の語用論的フィロロジー）の事例研究として、かつては許可を表していた古英語 *motan* が、どのようにして義務を表すようになったのかを考察する。まず、具体的な用例分析に先立ち、3.1節で、本研究が扱うデータの収集源に言及する。次いで3.2節で、分析対象としたデータの語形について述べる。続けて、3.3節で、*motan* の許可から義務への意味変化の動機づけを検討する。

3.1. データ源

本稿が分析対象とするデータは全て、話し言葉、ないしはそれに近い使用域の言葉を、書かれたテキストから収集した。本稿の具体的なデータ源は、英雄叙事詩である。特に、現時点でテキストを入手しやすい *Beowulf*（底本は Zupitza 1959 に負う）と *The Battle of Maldon*（底本は Mitchell and Robinson 2007: 255-264 に負う）から収集した。また、荻部・小山（2007）や上野（編著）（1997）の注釈書も活用した。英雄叙事詩をデータ源にした理由は、古英語期の英雄叙事詩は、主に宮廷の酒宴で歌われていたものである（唐沢 2004: 91）ことから、広い意味での聞き手が存在し、話し言葉の側面を持つテキストであると判断したためである⁴。

実際、*Beowulf* は *HWÆT* という疑問詞の間投詞の用法から始まる。忍足欣四郎の解説（岩波文庫『ベーオウルフ』p297）によると、この語は「叙事詩の吟誦を始めようとする伶人が聴衆の注意を惹き、静粛を求めるための決まり文句」である。この語の存在も、*Beowulf* を「聞き手が存在し、話し言葉の側面を持つテキスト」と見なすことを正当化すると考えて良いだろう。

3.2. 分析対象データの語形

次に、本稿が分析対象とした *motan* の語形表を（3）に載せる（小野・中尾 1980: 277. 日本語による補足は筆者による）。本稿では以下、必要に応じて、*motan* と記し全ての活用形を包括的に示すものとする。

(3) motan の活用形

			Idc (直説法)	Sbj (接続法)
Prs (現在)	Sg (単数)	1, 3人称	mōt	mōte
		2人称	mōst	
	Pl (複数)	1, 2, 3人称	mōtan	mōten
Pt (過去)	Sg (単数)	1, 3人称	mōste	mōste
		2人称	mōstest	
	Pl (複数)	1, 2, 3人称	mōston	mōsten

古英語においては、初期近代英語以降よりも、法の区別が明確に行われていた。データ分類における法の区別は、小野・中尾 (1980: 392-413) にならい、原則、次の (4) (5) の場合に接続法が生じるものとし、それ以外の場合に直説法が生じるものとした。

(4) 主節における接続法

- a. 願望・祈願などを表す
- b. 勧告・命令・規則などを表す
- c. hwæþer (時に hwæt) で始まる疑問文
- d. 控え目な表現において
- e. 仮定法の帰結節

(5) 従属節における接続法

- a. 主語が否定を含む場合の名詞節
- b. 非人称動詞と共に用いられる þæt 節、beon/wesan + 形容詞/名詞に続く þæt 節
- c. 補語節
- d. 目的語節 (願望・命令・勧告・示唆・要求・許可・感情・その他の精神活動を表す場合、verbs of saying に導かれる節、間接疑問文)
- e. 形容詞節 (話者が疑いを抱いたり、不確かである場合)
- f. 副詞節 (目的・譲歩・条件を表す場合)

上記 (4) (5) と類似または同一の環境において、直説法と接続法の交替がなかったわけではない (ibid.: 411)。しかし、筆者の観察の限り、そのような交替は、中英語ほどは頻繁に生じていないように思われる。

3. 3. 許可から義務への意味変化の動機づけ

もともと許可を表す古英語 motan は、何らかの動機づけにより意味変化を起こし、義務を表

す用法も散見されるようになった。ただし、古英語期の *motan* において、義務の意味が確立していたわけではないと思われる⁵。実際、本稿で収集した *motan* の用例を観察する限り、許可の解釈ができる用例が12例あったのに対し、義務の解釈しかできない（つまり、許可の解釈をしようがない）例は3例しかなかった⁶。

許可を表す12例のうち、後述するように否定的文脈で用いられることで、「～することが許されない」と「～しないのが義務である」という両方の解釈ができる2例も含まれていることは付け加えなければならない。しかしその2例を義務の用例に含めても、現代英語の *must* が（その根源的用法において）義務しか表さないこと、及び中英語の *mo(o)t* はその大半が義務を表す（眞田 2012）こととは違い、古英語の *motan* において義務の意味が確立されていたと主張するのは、やはり無理があると言えよう。むしろ、当時の *motan* は、許可と義務とでゆれが見られたと考えるほうが理にかなっていると思われる。

このことから、*motan* が義務を表すと解釈できるのは、限定的な文脈においてである、と考えるべきであろう。その文脈が、許可から義務への意味変化を引き起こしたものと考えられるのであるが、ではそれはどのような文脈であろうか。この説については、Traugott and Dasher (2002) の分析を見る限り、次の二つにまとめられるようである。第一は「否定的文脈」が関与しているという説である。第二は、「許可を与える側・義務を課す側の権威」が関与しているという説である。前者は OED や Visser (1963-73: 1797) にも同趣旨の説が見られる。後者は Traugott and Dasher が独自に立てた説である。以下、それぞれを批判的に概観する。

3.3.1. 否定的文脈の関与

第一の「否定的文脈」説とは、「～することが許されない」のように許可が否定される文脈で *motan* が使われる際、「～しないことが義務である（～してはいけない）」という義務の推論が誘発された、というものである（Traugott and Dasher 2002: 124）（Visser 1963-73: 1797 や、OED の *mote* の項なども参照）。実際、(6) のように否定的文脈で用いられる *motan* は、「～することが許されない」という許可の解釈と、「～してはならない」という義務の解釈両方が可能である⁷。

(6) a. *no he þone*

(never he the)

gif-stol gretan moste maþðum for meto-

(royal-throne approach may-pret.3sg treasure because-of God)

de

[*Beowulf* 167-170]

「主の御前にあつては、王が財宝を下賜する玉座、この貴き御座には、いささかも近づくことを許されず」⁸

b. *þonne wæs þoet yrfe*

(further was that heritage)
 eacen-cræftig iu-monna gold galdre be-
 (huge man-of-old gold spell bound)
 wunden þæt ðam hring-sele hrinan ne *moste*
 (so that the ring-hall reach not may-pret.3sg)
 gumena ænig nefne god sylfa sigora soð-
 (men's anyone unless God self victory True-King
 cyning sealed þam ðe he wolde he is manna
 (consented to-whom he desired he is men's)
 gehyld hord openian efne swa hwylcum
 (protector hoard open just so anyone)
 manna swa him gemet ðuhte:
 (man as him proper seemed)

[*Beowulf* 3051-3057]

「さらに、その莫大なる遺宝、古人の所有していた黄金は呪いをかけられ、それ故に、勝利を司る真の王たる神御自ら一神は諸人の守護者にてあり給えば一秘宝に日の目を見させることを許し給う者、まさに相応しと思されるほどの人は措いて、何人たりとも、宝環を取めたこの館に手を触れることを許されていなかったのである」

(6a) の no … gretan *moste* は「少しも近づくことが許可されない」という解釈、及び「少しも近づかないことが義務である」という解釈の両方ができよう。(6b) の *hrinan ne moste* も同様に、「手を触れることを許可されていなかった」という解釈と、「手を触れないのが義務であった」という解釈の両方が可能であると思われる。

ところで、この第一の説によれば、次の予測が可能である。すなわち、許可を表す *motan* が否定的文脈で用いられることで、義務の推論が誘発されたのならば、義務を表す *motan* は否定的文脈で生起する事例が先に生じたのではないか、ということである。しかし、*Beowulf* や *The Battle of Maldon* という、ほぼ同時期に成立したとされる古英語テキストに生起する *motan* を観察する限り、すでに、(7) のように、否定的文脈に生起していなくても義務と解釈できる例が発見される。これらの例は許可の解釈ができないことも注意されたい。

- (7) a. [バーオウルフが怪物と戦っている場面。he はバーオウルフを指す]
 ðær he þy fyrste for-
 (there he the for-his-alloted-time first)
 man dogore wealdan *moste* swa him
 (day manage must-pret.3sg as him)

wyrd ne ge-scráf hreð æt hilde

(fate not allotted glory at battle)

[Beowulf 2572-2575]

「運命が戦において彼のために栄えある勝利を定めぬままに、時を過ごさねばならぬのは、この時が初めてであった」

b. [話し手はウィーラーフ、聞き手は臆病な兵士たち]

lond-rihtes mot þære mæg-burge monna

(land-right must-pret.3sg the kinsmen-in-town men's)

æghwylc idel hweorfan syððan æðelingas

(everyone deprived-of as-soon-as prince)

feorran ge-fricgean fleam eowerne dom-

(from-afar learns flight your inglorious)

leasan dæd

[Beowulf 2886-2891]

(deed)

「貴人たちがそなたらが逃げ隠れたること、恥ずべき振舞に及んだることを遥かに伝え聞くならば、一門の者一人残らず所領を召し上げられて、彷徨うに至るは必定」

ここでは、話し手((7a)では詩人、(7b)ではウィーラーフ)が行為実現を許可しているのではなく、状況を客観的に判断し、実現は義務であり避けられないと判断しているのである。

このように、義務を表す *motan* が、否定的文脈でも肯定的文脈でも用いられていたことが、同時期に観察された。すなわち、義務を表す *motan* の出現順が、否定的文脈内が先で肯定的文脈内が後、とは言い切れないのである。そうである以上、許可から義務への意味変化を誘発した文脈として否定的文脈を仮定することは無理がある、と言わざるを得ない。そこで、次節で第二の説を検討する。

3.3.2. 許可を与える側・義務を課す側の権威の関与

Traugott and Dasher (2002: 125) が唱えた第二の説は次の通りである。自分より絶対的に力の強い側（例えば神や神父）から V することを許可された場合、許可を与えられた側は必ず V したものである。なぜなら、絶対的に力の強い側が許可したことには逆らわないのが普通だからである。このことから、「(権威を持つ側が許可を出したのだから、許可された側は) 必ず V しなければならない」という義務の推論が誘発された、ということである。例えば、王がその臣下に「退席してよろしい」と許可を与えた場合、臣下がその許可に逆らってその場に留まるという選択肢はなく、必ず退席しなければならない、だから臣下は実際に退室したはずだ、という推論が誘発されるわけである。

以上の説明を、本稿が集めた許可を表す *motan* のデータと照らし合わせてみよう。まず、(6)

と違い、義務の解釈はし難く、純粋に許可を表すと解釈されるデータ（8）を見られたい。

- (8) [ベーオウルフ（聞き手）はウルフガール（話し手）に対し、フローズガール王に面会させてもらえるよう依頼した。フローズガール王は、ウルフガールに彼らを通すよう促した。その後の場面]

nu ge

(now you)

moton gangan in eowrum guð-geata-

(may-pres.2pl. go in your war-equipments)

wum under here-griman hroð-gar ge-

(under helmet Hroð-gar see)

seon

[*Beowulf* 394-397]

「いざ、物の具を身にまとい、兜を戴いたるままフローズガール王に御目通りされて宜しからん」

ここで許可を与えているウルフガールは、フローズガール王の促しを受けて、相手（ベーオウルフ）に許可を与えているのであり、従って、許可を与えられるベーオウルフよりも強力であると考える良いだろう。

また、許可とともに義務をも表すと解釈される(6)についても、ほぼ同様に捉えることができる。まず、(6a)において「御座には少しも近づくことが許可されない」のは、目の前に絶対的な権威を持つ主がいるからである。次に(6b)において「何人たりとも宝環を収めたこの館に手を触れることを許可されていなかった」のは、王がそれを認めなかったからである。(6a)(6b)では、それぞれ主や王が直接許可を与える場面ではなく、話し手がその場にある不許可について述べているだけである。その点で(6)は、ウルフガールが直接許可を与えているという場面の(8)とは異なる。それでも、何かをすることが許されない動機づけとして、絶対的な権威を持つ側（主・王）が存在すると言う点で、(6)は(8)と共通する。

3.3節の冒頭で、古英語*motan*の義務用法は限定的な文脈において使われていた、ということを示唆した。その「限定的な文脈」が、Traugott and Dasher (2002)に基づき、「(特に神や神父など)権威を持つ人間が許可を与える」文脈であると想定し、許可を表す例(6)(8)を分析してきたわけである。

ところが、他に義務を表す例を観察すると、必ずしも上述した文脈では用いられていないと思われる例もある。例えば、(9)で義務を表す*motan*の文脈を見ると、「特に、神や神父など権威を持つ側が許可を与える」文脈で用いられているとは言い難い。

- (9) [話し手は海賊の使者で、聞き手（主君ビルフトノス）に、戦闘を避け、命を守りたければ、指輪などの金品を差し出せ、と言っている]

Mē sendon tō þē sáemen snelle,

(me sent to you seamen bold)

hēton ðē secgan þæt þū mōst sendan raðe

(commanded to-you say that you must send quickly)

bēagas wið gebeorge;

(rings in-exchange-of defense)

[*The Battle of Maldon: 29-31*]

(9) で、聞き手（主君ビルフトノス）が指輪をすぐに差し出さなければならない、という義務の動機づけに、海賊の存在を想定することは可能であろう。しかしこの海賊は、(6) の主や王と違い「絶対的な権威の持ち主」と言えるかどうかは疑わしい。

また、上掲した (7a) を見よう。ここでは、権威のある側が許可を与えることで、許可された行為を行う以外の選択肢がなくなり、必ずしなければならないという義務の推論が誘発されたとは考えにくい。むしろ、状況を客観的に判断した結果、そうせざるを得ないと判断した、と考えるのが自然であると思われる。具体的には、「栄えある勝利を定めぬままに、時を過ぎさねばならぬ」ことを義務としているのは、その場を支配する運命であると考えるのである。

以上、(7a) と (9) の motan において義務の推論が誘発されたのは、権威を持つ側が許可を与えるという文脈によるものとは言えない、ということになる。つまり、Traugott and Dasher の第二の説にも無理があるように思われる。そこで次節で、本稿の代案を提示する。

3. 3. 3. 代案：抵抗し難い要因の関与

代案として提示したいのは、Traugott and Dasher のいう「特に、権威を持つ側」といった「人間」に限定するのではなく、「場面などの状況」も含める形で、広く「抵抗し難い要因」に拡張しようというものである。許可された行為をする (Vする) 人にとって何らかの抵抗し難い状況により、Vすることが許される場合、その状況に抵抗する（例えば、状況に逆らったり無視したりする）ことで、Vしなかったり V以外のことをしたりするという選択肢がない。すなわち、Vせざるを得ない。ここから、「Vしなければならない」という義務の推論が誘発された、と考えるのである。

実際、権威を持つ側の存在が認められる (6) では、そのような側（主や王など）が許可を出したという状況には抵抗し難い（主や王に逆らい難い）と再解釈することも可能である。また、（絶対的な権威の持ち主とは言えない）海賊に課された義務を表す (9) も、運命には逆らえないという趣旨の (7a) も、拡張した「抵抗し難い状況」により Vすることが許されており、かつ Vする以外の選択肢がないので、Vせざるを得ない、という義務の推論が誘発されたと捉えること

ができる。(9)では、戦闘を避け自らの命を守るためには、海賊の言う通り、金品を差し出さねばならない、と考えればよい。一方、(7a)では、戦いのさなかにおかれているという状況により、勝利を定めないままに時を過さねばならない、と考えればよいだろう。

4. おわりに

以上本稿は、まず、第2節で、「データ収集の方針」「研究アプローチの種類」「言語研究パラダイムとしての存在意義」の面から歴史語用論の展開を概観した。続けて、第3節で、その事例研究として、古英語motanの許可から義務への意味変化を誘発したと思われる文脈について、再検討を加えた。その結果、motanが許可から義務へと意味を変化させたきっかけとして、「抵抗し難い状況の関与」を想定すべきであることを述べた。本稿で集めたデータ数は決して多くないため、今後もmotanのデータの収集を続け、更に多くのデータを用いて、本稿の主張の妥当性を検討し続けなければならない⁹。

最後に、本稿の歴史語用論的意義を簡潔に指摘しておく。古英語のmotanがいかにして許可から義務を表すようになったのかを検討してきたが、この過程で、話し手と聞き手の人間関係や彼らが置かれている文脈、そして、話し手がどのような意図で義務を述べるに至ったかの想定が重要な役割を果たしていることを、3.3.2節及び3.3.3節で示唆してきた。すなわち、Morris (1937) や Carnap (1961) 以来、語用論研究で中心的役割を担ってきた要素としての意図や文脈を念頭に置きつつ、過去のテキストを検討したわけである。この点で本稿は、歴史語用論的視点の更なる有効性を示唆したと言えよう。

* 本稿は、2011年9月29日に第49回札幌学院大学言語学談話会において、「歴史語用論の概要と事例研究：古英語motanの意味変化の一考察を通して」というタイトルで報告した原稿に加筆修正を施したものである。2.3.1節で言及した疑問点は、当談話会の参加者から得られたものである。また、同僚の水島梨紗氏からは、語用論を専門とする立場から、特に第2節の内容に対し貴重な意見を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。なお、当然ながら、本稿に残る瑕疵は全て筆者の責任である。

¹ 本稿の引用における下線やイタリックは、全て本論の筆者による。

² データ収集が古英語のみならず、中英語や初期近代英語などを含め、時系列的に変化を分析するならば、それは後述する「通時的語用論」に相当するといえる。例えば、中英語のmo(o)tから現代英語のmustまでを時系列に沿って分析した眞田(2012)がそうである。

³ Traugott and Dasher (2002) のSection 2.3.5のタイトルがまさに“Historical pragmatics”である。その節以降で歴史語用論に基づいた研究が展開されている。“We have chosen the term historical pragmatics to describe our work” (2002: 99) の箇所も参照。

⁴ 従って、そのような使用域でさえあれば、英雄叙事詩にデータ源を限定する必要はない。他に想定可能なデータ源としては、説教文学が挙げられる。説教文学は、目前に相手の存在が容易に想定できる使用域だからである。その使用域からのデータ収集と分析は稿を改めた。

⁵ その後時間が経過し、中英語のmo(o)tにおいて、義務を表す実例が非常に高頻度で観察された(眞田2012)。このことから、mustの歴史における義務の意味が確立し定着が始まった時期は、古英語期ではなく、遅くと

も古英語期末から中英語期にかけての期間であったと考えるべきであろう。

- ⁶ 許可と義務の違いの一つは、「XがYにVすることを許可する（義務付ける）」という事態における（不）利益が挙げられる。典型的な許可においては、YがVすると利益がYにもたらされるが、Vしなくとも特にYに不利益がもたらされない。それに対し義務の場合は、YがVするとXに利益がもたらされ、YがVしないとYに不利益がもたらされる。より詳しい議論はSanada (2009: Section 4.3.2) を参照。
- ⁷ 以下、古英語からのデータには、各行に現代英語のグロスを付す。また、話し手や聞き手が誰かについての情報も付すが、詩の地の文からの引用については、話し手・聞き手の情報を付さない。その場合、3.1節で言及した当時の英雄叙事詩の性質を考えると、詩を読んでいる側が話し手で、詩を聴いている側が聞き手、と考えるのが良いだろう。
- ⁸ 以下、Beowulfからの例の翻訳は、全て忍足欣四郎の訳に負う。なお、The Battle of Maldonは邦訳がないため、例の前に詳細な文脈を補った。
- ⁹ 紙幅の都合上本稿では言及しなかったが、motanを主観性 (subjectivity: Lyons 1977, Traugott 1989など) の観点から調査することも、歴史語用論的に見て意義がある。例えば、現代英語のmustは話し手が義務を課す権威となる点で主観的義務を表すというのが典型的であるが、このような用法はいつ頃、どのようにして生じたのであろうか、という問題がある。この問題の議論はSanada (2013) に譲る。

参考文献

- Austin, John L. 1962. *How to Do Things with Words*. Cambridge: Harvard University Press.
- Biber, Douglas. 1986. "Spoken and Written Textual Dimensions in English: Resolving the Contradictory Findings". *Language* 62-2, 384-414.
- Biber, Douglas, Stig Johansson, Geoffrey Leech, Susan Conrad, and Edward Finegan. 1999. *Longman Grammar of Spoken and Written English*. Harlow: Longman.
- Carnap, Rudolf. 1961. *Introduction to Semantics and Formalization of Logic*. Cambridge: Harvard University Press.
- Grice, Paul. 1989. *Studies in the Way of Words*. Cambridge: Harvard University Press.
- Hiltunen, Turo. 2012. "So ADJ/ADV that clause patterns in Early Modern English medical writing". *Journal of Historical Pragmatics* 13 (2): 313-335.
- Hopper, Paul J. and Elizabeth C. Traugott. 1993. *Grammaticalization*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Jacobs, Andreas, and Andreas H. Jucker. 1995. "The Historical Perspective in Pragmatics". In Jucker (ed.) 1995: 3-33.
- Jucker, Andreas H. (ed.) 1995. *Historical Pragmatics: Pragmatic Developments in the History of English*. Amsterdam: John Benjamins.
- Jucker, Andreas H., and Irma Taavitsainen. (eds.) 2008. *Speech Acts in the History of English*. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.
- 唐澤一友. 2004. 『アングロ・サクソン文学史: 韻文編』. 東京: 東信堂.
- 荏部恒徳・小山良一. 2007. 『古英語叙事詩「ベオウルフ」対訳版』. 東京: 研究社.
- Lyons, John. 1977. *Semantics Vol.2*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mitchell, Bruce, and Fred C. Robinson. 2007. *A Guide to Old English* (7th ed.). Malden: Blackwell Publishing.
- 水鳥喜喬・米倉綽. 1997. 『中英語の初歩』. 東京: 新潮社.
- Morris, Charles W. 1937. *Logical Positivism, Pragmatism, and Scientific Empiricism*. Paris: Hermann.
- 村田久美子. 2007. 「批判的談話分析で読み解くメディア言説——捕鯨問題をめぐる日英新聞記事の分析を通して」. 『月刊言語』2007年12月号. 60-67.
- 小野茂・中尾俊夫. 1980. 『英語史I』. 東京: 大修館書店.
- 小野寺典子. 2006. 「歴史語用論の成立と射程」. 『語用論研究』第8号: 69-81.
- Rissanen, Matti. 1986. "Variation and the Study of English Historical Syntax". In Sankoff, David (ed.), *Diversity and Diachrony*, Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins, 97-109.

- Sanada, Keisuke. 2009. *English Root Modals Must and Have to: A Cognitive Linguistic Analysis*. PhD Dissertation. Hokkaido University.
(available at: <http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/43055>)
- 眞田敬介. 2012. 「中英語の本動詞mo(o)tから根源的法助動詞mustへの文法化に伴う主観化について」. 『北海道英語英文学』第56号:53-61(日本英文学会『英文學研究支部統合号』Vol. IV: 59-67).
- Sanada, Keisuke. 2013. "On the Rise of Subjective Obligation Usage of English *Must*: A Blended Usage Hypothesis". Paper read at The 21st International Conference on Historical Linguistics, University of Oslo, August 6, 2013.
- Searle, John R. 1969. *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 高田博行・椎名美智・小野寺典子(編). 2011. 『歴史語用論入門:過去のコミュニケーションを復元する』, 東京:大修館書店.
- Traugott, Elizabeth C. 1989. "On the Rise of Epistemic Meanings in English: An Example of Subjectification in Semantic Change", *Language* 65, 31-55.
- Traugott, Elizabeth Closs. 2010. "(Inter)subjectivity and (inter)subjectification: A reassessment", In Davidse, Kristin, Lieven Vandelanotte, and Hubert Cuyckens (eds.), *Subjectification, Intersubjectification and Grammaticalization*, Berlin and New York: De Gruyter Mouton, 29-71.
- Traugott, Elizabeth C. and Richard B. Dasher. 2002. *Regularity in Semantic Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 上野義和(編著). 1997. 『古英語の世界へ:モルドンの戦い』, 東京:松柏社.
- Visser, F. Th. 1963-73. *An Historical Syntax of the English Language*. 4 vols. Leiden: E. J. Brill.
- Zupitza, Julius. 1959. *Beowulf* (The Early English Text Society). London: Oxford University Press.

The Development of Historical Pragmatics:

With a Preliminary Survey on the Rise of The Obligation Usage of Old English *Motan*

SANADA Keisuke

ABSTRACT

“Historical pragmatics” is a pragmatic theory equipped with a historical (or diachronic) perspective. In this talk, the development of historical pragmatics is outlined in the following three respects: (i) at what policy historical pragmatic studies collect data, (ii) what kinds of approaches historical pragmatics comprises, and (iii) what makes historical pragmatics linguistically significant. These outlines are followed by a case study dealing with a process in which Old English *motan* came to express obligation as well as permission. It is shown that that process may involve some “irresistible factor(s)” in an important way.

Key words: historical pragmatics, Old English *motan*, permission, obligation

(さなだ けいすけ 本学人文学部准教授 英語学専攻)